

前回審査会（平成 23 年 5 月 13 日）における指摘事項及びその対応

番号	指 摘 事 項	対 応
1	<p>当該場所を立地場所に選定した理由を説明されたい。</p>	<p>事業者を確認したところ、立地場所の選定に当たって考慮した主な事項は次のとおりです。</p> <p>○研究開発施設としての条件</p> <p>地形条件(標高約 500m以下)、気象条件(自然風の影響が少ないこと)及び機密条件(周辺から開発車両が見えないこと)や、トヨタの本社から約 30 分程度の移動距離を目安に候補地を検討してきました。</p> <p>○地元の意向</p> <p>上記の検討過程で、豊田市下山地区と岡崎市額田地区の意向も踏まえました。</p> <p>この地区では、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況です。</p> <p>○環境への配慮</p> <p>自然公園法に基づく国立公園、国定公園等の自然公園、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区等の指定状況等を考慮し、できる限りこれらの指定のない区域としました。</p>
2	<p>浮遊粒子状物質の 1 時間値が環境基準値を超過している地点において、事業による寄与濃度が最大で環境基準値の 1 割程度とされていることについて、影響を低減させるための環境保全措置を説明されたい。</p>	<p>建設機械の稼働等に伴う大気質への影響に対する環境保全措置として、工事計画の詳細設定にあたって、作業内容の調整を行い、建設機械を効率化(工区内での切土箇所から盛土箇所への残土移動距離の短縮など)・最適化(計画策定時に設定した標準機械を、実際の作業内容に応じた最適な規格の機械への変更など)して使用するとともに、待機中の機関停止(アイドリングストップ)、空ぶかしの防止などのエコドライブを徹底することとしています。</p> <p>なお、浮遊粒子状物質の 1 時間値が環境基準値を超過している理由は、バックグラウンド濃度(0.309mg/m<sup>3</sup>)が環境基準値(0.20mg/m<sup>3</sup>以下)を超過しているためであり、これは別紙 1 のとおり黄砂による短期的な影響と考えています。</p> <p>また、建設機械等による寄与濃度は予測地点において 0.0148mg/m<sup>3</sup>以下であり、環境基準値の 1 割以下と予測されていますが、この値は濃度の寄与が大きくなると考えられる気象条件(風速 1.0m/s、大気安定度 D)で予測された結果であり、このような気象条件の出現頻度は低いとしています。</p>

番号	指 摘 事 項	対 応
3	<p>動物・植物の環境保全措置について、工事期間中だけでは十分な効果が期待できるかは明確でない。供用時の対応についても説明されたい。</p>	<p>生息環境の変化があると予測された動物及び生育環境の変化があると予測された植物に対して、環境影響評価指針に基づき環境保全措置（樹林環境の創出・向上、水田・湿地環境の創出・向上など）を実施するとしています。</p> <p>また、その環境保全措置の一部に効果の不確実性があることなどから、愛知県環境影響評価条例及び同指針に基づき事後調査を実施することとしています。</p> <p>なお、具体的な環境保全措置及び事後調査については、別紙2のとおりです。</p>
4	<p>重要な動物・植物の生息状況と生態系について、地形情報等も含めて説明されたい。</p>	<p>事業者を確認したところ、重要な動物・植物種及び生態系の注目種の生息・生育状況、改変区域等の地形情報については、別添のとおりです。</p>

## 浮遊粒子状物質のバックグラウンド濃度への黄砂の影響について

浮遊粒子状物質のバックグラウンド濃度は、平成21年度に年間連続で測定した1時間値のうちの最大値である0.309mg/m3を用いました(準備書資料編36ページ)。

最大値を測定した具体的な日時は平成22年3月21日午前10時であり、この時間は以下のとおり全国的に黄砂が観測されています。

### <黄砂に関する全般気象情報>

黄砂に関する全般気象情報 第2号  
平成22年3月21日09時50分 気象庁予報部発表

(見出し)  
北日本から西日本では21日夕方にかけて、沖縄・奄美では22日にかけて黄砂が予想されます。

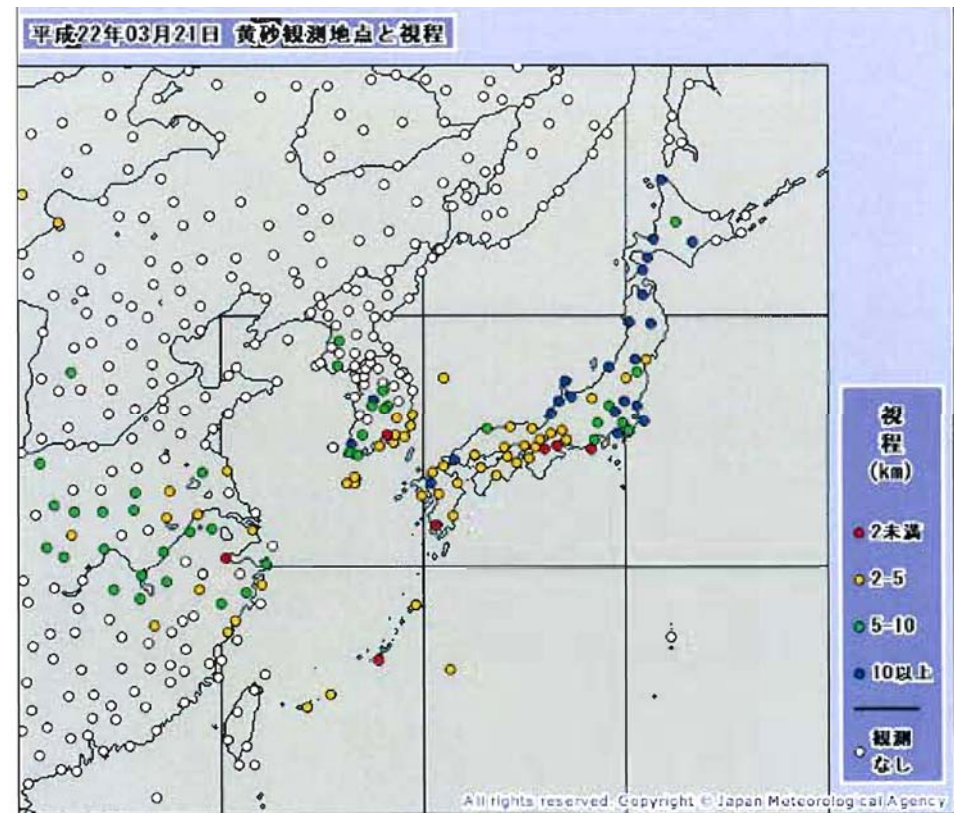
(本文)  
21日9時現在、全国的に黄砂が観測されています。広い範囲で視程が5キロメートル未満となっており、2キロメートル未満となっている所もあります。

この黄砂は、北日本から西日本では21日夕方にかけて、沖縄・奄美では22日にかけて続く見込みです。

屋外では黄砂が付着するなどの影響が予想されます。また、視程が5キロメートル未満の所では、交通への障害が発生するおそれがありますので、注意してください。

※視程とは、水平方向で見通しの効く距離です。

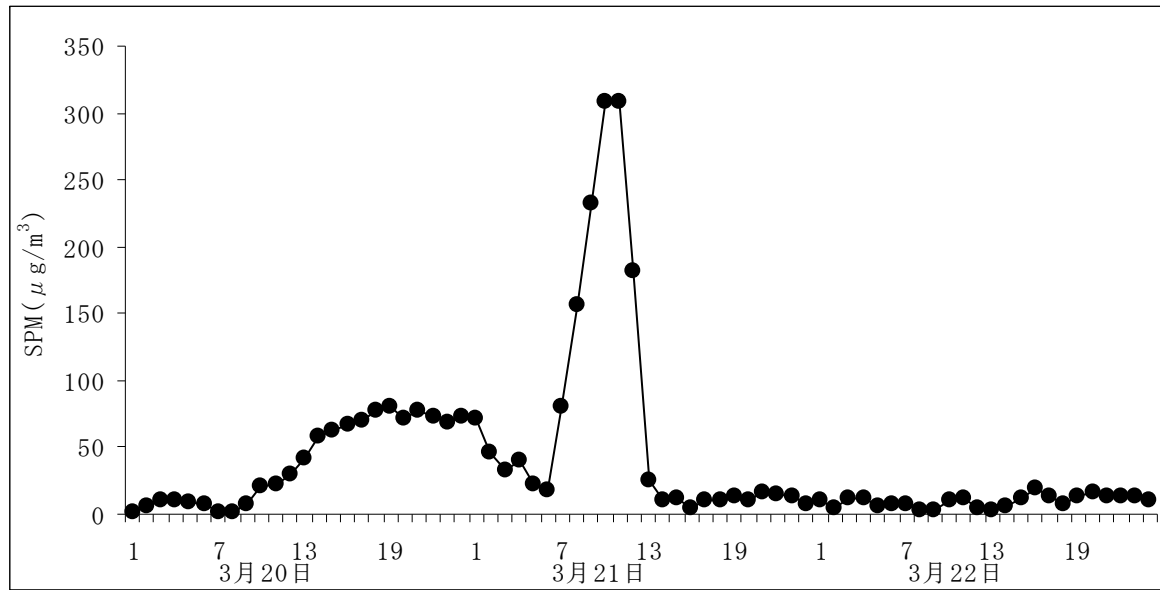
### <黄砂観測実況図>



出典 : 気象庁ホームページ

また、最大値を測定した平成 22 年 3 月 21 日午前 10 時前後の浮遊粒子状物質の濃度の推移は、以下のとおりです。

<最大値を測定した平成 22 年 3 月 21 日午前 10 時前後の浮遊粒子状物質の濃度の推移>



<参考> 事業者は平成 20 年度(平成 20 年 4 月 1 日から 21 年 3 月 31 日)に測定した 1 時間値の最大値は  $0.156\text{mg}/\text{m}^3$  であり、仮にこの値をバックグラウンド濃度として用いると環境基準値を超過しない予測結果となります。

## 動物、植物に係る環境保全措置、事後調査について

愛知県環境影響評価条例(以下「条例」という。)及び愛知県環境影響評価指針(以下「指針」という。)に基づき、以下を実施します。

また、より一層の環境保全の見地から、更なる環境配慮(準備書 733 ページ)、新たな取組み(準備書 735 ページ)、環境監視(準備書 749 ページ)を実施する。

## ○環境保全措置(準備書 583～601 ページ、631～637 ページ、679～681 ページ、727～731 ページ)

根拠	指針第 12 に規定	
対象種	重要な動物種及び植物種のうち、「建設機械の稼動等」により、生息環境の変化があると予測されたミゾゴイ、ハチクマ、サシバ	重要な動物種及び植物種のうち、「地形改変並びに造成地及び工作物の存在」により、生息・生育環境の変化があると予測された動物 28 種並びに植物 12 種
期間	工事実施期間のうち、対象種の営巣期	対象種の生息・生育地の改変前から工事終了までの期間内
内容	工事内容の配慮	対象種の生息・生育が期待できる環境の創出・向上

## ○事後調査(準備書 747 ページ)

根拠	条例第 30 条第 1 項及び指針第 15 に規定		
目的	環境保全措置の一部に効果の不確実性があることから、その効果を確認等するため		
対象種	ミゾゴイ、ハチクマ、サシバ	サシバ	動物 27 種並びに植物 12 種
調査地域・地点	工事区域及びその周辺	対象事業実施区域及びその周辺	環境保全措置の実施地点
調査期間	工事実施期間(毎年、繁殖期)	施設完成時期(施設完成後の 1 年、適期)	工事実施期間(環境保全措置の実施後の 1 年、適期) 施設完成時期(施設完成後の 1 年、適期)
調査方法	営巣確認調査、繁殖状況調査	営巣確認調査、繁殖状況調査	生息・生育確認調査、生息・生育環境調査
計画見直し	工事の実施状況や事後調査結果などを踏まえ、専門家の指導及び助言を得ながら必要に応じ計画を見直す		
必要な措置	事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、専門家の指導及び助言を得ながら必要な措置を講じる		
結果の報告	事後調査報告書を公表する 条例第 30 条第 3 項に基づき知事に送付する※		

※ 知事は、必要があると認めるときは、愛知県環境影響評価審査会の意見を聴いた上で、必要な措置を講ずることを求めることができる。

## 愛知県環境影響評価条例(平成 10 年愛知県条例第 47 号) &lt;抜粋&gt;

(事後調査の実施等)

第三十条 事業者は、対象事業に係る工事に着手した後、評価書に記載された事後調査の計画に基づき、事後調査を行わなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定による事後調査を行ったときは、環境影響評価指針で定めるところにより、その結果を記載した事後調査報告書(以下「報告書」という。)を作成しなければならない。
- 3 事業者は、報告書を作成したときは、知事及び関係市町村長に対し、規則で定めるところにより、報告書を送付しなければならない。
- 4 事業者は、報告書を作成したときは、規則で定めるところにより、報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、報告書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。
- 5 知事は、報告書の送付を受けた場合で、必要があると認めるときは、愛知県環境影響評価審査会の環境の保全の見地からの意見を聴いた上で、事業者に対し、環境の保全について必要な措置を講ずることを書面により求めることができる。
- 6 事業者は、前項の措置を講じたときは、その旨を知事に報告しなければならない。
- 7 知事は、事業者から報告書の送付を受けた場合及び事業者に対し第五項の措置を講ずることを書面により求めた場合で、対象事業に係る許可等の権限を有する者が知事以外の者であるときは、当該許可等の権限を有する者に対し、その写しを送付するものとする。

## 環境影響評価指針(平成 11 年愛知県告示第 445 号) &lt;抜粋&gt;

(環境保全措置の検討)

- 第 12 事業者は、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置(以下「環境保全措置」という。)を検討するものとする。
- 2 事業者は、前項の規定による検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置(以下「代償措置」という。)を検討するものとする。

(事後調査の実施)

第 15 事業者は、次に掲げる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは事後調査を行うものとする。

- (1) 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずることとする場合又は効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずることとする場合
- (2) 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
- (3) 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合
- (4) 環境要素に係る環境影響を受けやすい地域において事業を実施する場合
- (5) 環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域において事業を実施する場合
- (6) 環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域において事業を実施する場合